

☆ 農地法第4条申請に用意していただくもの☆
(提出期限は毎月5日事務局必着となっております。)

(個人の場合) 添付書類2部のうち1部はコピーでもよい。

(H. 21. 12作成)

番号	添付書類	説明及び注意事項	部数	確認欄
1	農地転用許可申請書	・ 独自様式	1部	
2	農地等の転用の許可申請書	・ 県の様式(1部は、コピーしてください。)	2部	
3	登記事項証明書	・ 神戸法務局姫路支局 ・ 発行後3ヶ月以内のもの ・ 抵当権(根抵当)のあるものは同意書添付 ・ 仮登記がある場合は、抹消又は同意書添付	2部	
4	法務局保管の字限図	・ (地籍図・14条地図・土地改良法による所在図)の写し ・ 里道・水路の色づけ ・ 法務局の証明がない場合は、転写場所、日付、転写者を記入 ・ 発行後3ヶ月以内のもの	2部	
5	位置図	・ 申請位置を示した図面(住宅地図等)	2部	
6	現況図又は見取り図	・ 隣接する土地の地番、地目、土地所有者、耕作者を記入	2部	
7	現況写真	・ 最低2方向から	2部	
8	事業計画図 (配置図・立面図・平面図)	・ 建築しようとする建物の設計図、建築物の敷地配置図 面積求積書 ・ 露天駐車場、露天資材置場、植林にあつては、図面中表示若しくは詳細を記載した書面 ・ 追認事項でも配置図等添付	2部	
9	見積書	・ 転用事業者宛の原本を添付(土地造成費等含む)	2部	
10	資金証明	・ 残高証明、融資証明、住宅金融公庫借入申込書等 ・ 見積書の金額を満たすもの(土地代金含む) ・ 転用事業者以外の資金証明には承諾書を添付 ・ 公庫借入申込書には、葉書の写しを添付	2部	
11	同意書	・ 水利・農区長の同意 ・ 隣接農地(3m以内)の所有者・耕作者の同意 ・ どうしても同意印が得られない場合は疎明書添付	2部	
12	申請人の住民票抄本	・ 申請人の写し 発行後3ヶ月以内のもの ・ 登記事項証明書の住所と一致している場合は不要	2部	
13	始末書及び現況写真	・ 無断転用している場合は添付 ・ 写真は申請地を線で示すこと	2部	
14	官民有地境界協定申請書の写し	・ 転用許可申請地内に国土交通省所管の国有財産が介在する場合に添付(町長の受付印があるもの)	2部	
15	他法令の手続きを行っている事の書面	・ 手続きを完了していることを証する書面(関係機関受付印があるもの)	2部	
16	神崎土地改良区への提出書類	・ 農地転用等の通知書及び地区除外申請書 ・ 県営ほ場整備区域内の農地のみ	1部	

法人の場合（前記以外に下記のものが必要）

17	定款・又は寄付行為の写し	・ 原本証明が必要	2部	
18	法人履歴事項全部証明書	・ 神戸法務局姫路支局	2部	

添付書類2部のうち1部はコピーでもよい。

農業委員会の確認事項

区 分	確認欄
現況が農地であるか。農振農用地ではないか。除外の認可を受けた農地か。	
現耕作者は、所有権移転登記の原因の日から1年かつ1作以上耕作されているか。	
転用申請者は、転用事業主体者であるか。	
申請土地の所有者は本人か。（相続登記の必要はないか。）	
抵当、仮登記、差押え等の権利が設定されていないか。	
小作地ではないか。 小作地を小作地以外の者が所有権を取得する場合は小作農の同意書（6ヶ月以内のものに限る。） 小作地でなくなったことを証する書面（合意解約の通知の写し又は農地法第18条の許可書の写し。）	
農業経営基盤強化促進事業による貸借がないか。	
農業者年金の受給者、被保険者でないか。	
進入路は、確保できるか。	
道路の法面占用に該当しないか。土地改良区の場合は他目的使用申請書	
公有土地水面の使用に該当しないか。土地改良区の場合は他目的使用申請書	
必要最小限度の面積であるか。一般住宅500㎡以内、農家住宅800㎡以内	
転用地域内に道路、水路がないか。（あれば官民境界協定が必要）	
文教地域区内ではないか。（学校・中央公民館・病院等施設の敷地の周囲100m以内）	
土地開発等土木工事の適正な執行に関する条例に該当しないか。 1000㎡以上の面積の土地に、切土をした高さが2mを越えるがけが生じる場合 1000㎡以上の面積の土地に、盛土をした高さが1mを越えるがけが生じる場合 3000㎡以上の面積の土地の開発	
神戸町公害防止条例の適用を受けないか。	
神戸町自然保護条例の適用を受けないか。	
神戸町環境保全に関する条例の適用を受けないか。	
農業者年金の受給者、被保険者に該当しないか。	
県の緑条例の規制にあっているか。	

（参考）

許可の決裁権限

- ・ 4条申請、5条申請
 - 40,000㎡超の農地、農林水産大臣許可（近畿農政局長）
 - 40,000㎡以下の農地、県知事（県庁農地調整室）
 - 20,000㎡以下のとき、県知事の許可（姫路農林水産振興事務所）